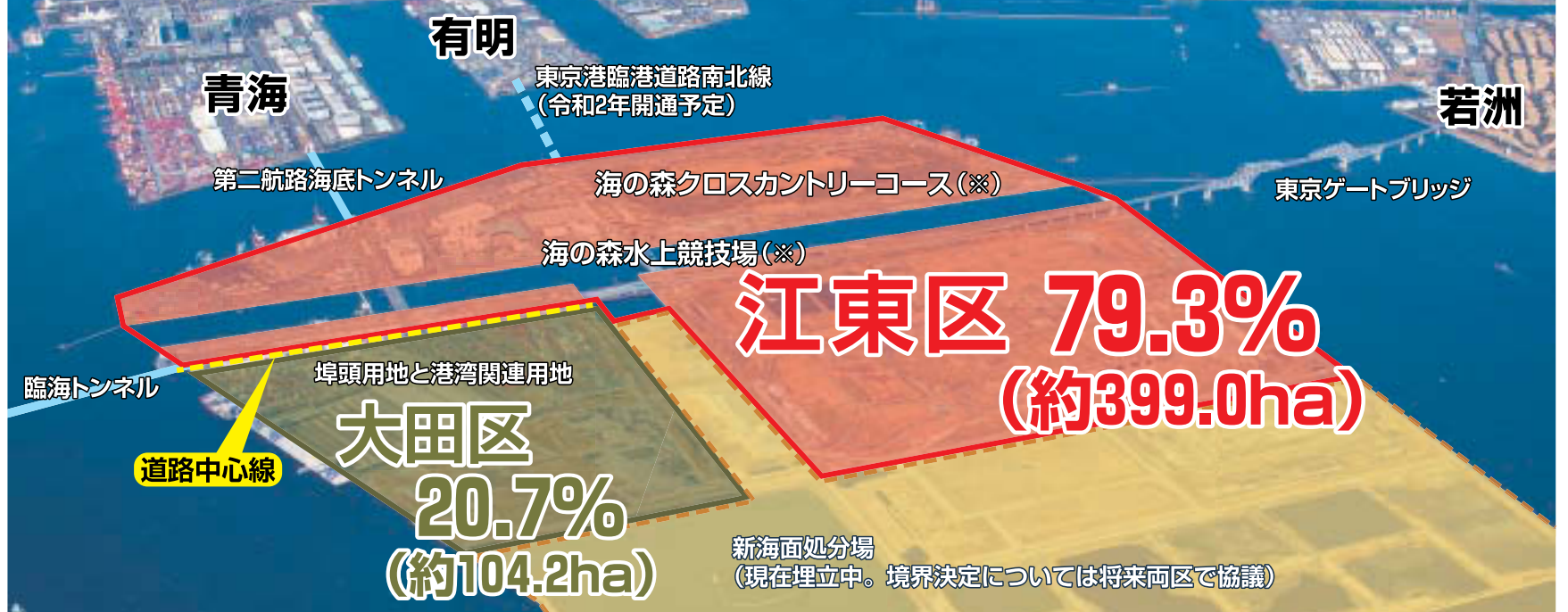


中央防波堤埋立地帰属問題が終結 次世代に夢を託す第一歩を



中央防波堤埋立地の帰属については、東京都自治紛争処理委員の調停案を不服とした大田区の提訴により、東京地方裁判所において係争中でありましたが、9月20日、第一審判決が提示されました。区は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前までに決着を図り、次の世代に夢を託す第一歩を踏み出すことこそが何より重要であるとの大局的な見地から、9月26日、区議会とも十分に協議した上で受け入れることとしました。また、大田区も10月3日に判決の受け入れを表明したことにより、長年にわたり続いてきた帰属問題がようやく終結することとなりました 問 港湾臨海部対策担当 ☎3647-9168、FAX3699-8771

(※) 東京2020大会競技会場

～判決の内容～

- 境界の確定にあたっては、両区の現在の水際線からの距離を基準とする「等距離線主義」を採用
- 歴史的沿革は、両区にとって有利に働くものではなく、等距離線を基礎としながら適宜修正することで境界を確定
- 適宜修正の具体的内容としては、海の森水上競技場を、江東区に全て帰属とする一方で、埠頭用地と港湾関連用地は一体管理すべきとして大田区に帰属

～今後の方向性～

今回の判決により帰属した土地は、国・東京都・民間事業者等と連携し、区民の皆さんと共に持続的に発展するまちづくりへの活用を目指します。具体的な町区域等の設定などは、東京2020大会に向けて早急に手続きを始めます。



▲今年完成した海の森水上競技場

山崎孝明区長のコメント

(本区の判決受け入れについて:9月26日)

判決においては、本区が再三にわたって主張してきた歴史的経緯、すなわち、中央防波堤埋立地の造成過程で、江東区民が長年にわたり耐え難いほどの負担と犠牲を強いられてきたという事実について評価されていないことは誠に遺憾です。

しかしながら、司法において、本区に約8割を帰属させるとの判断が示されたことは、重く受け止めるべきであると考えています。

また、そもそも東京2020大会までに早期解決を図ることは大田区との固い約束であり、裁判の長期化による都民・区民の血税の浪費は決して許されるものではありません。

東京2020大会までに決着を図り、次の世代に夢を託す第一歩を踏み出すことこそが何より重要であります。

区議会からも全員一致で、ここで決着を図るべきだという強い意思を承りましたので、江東区としては、決して判決内容は全て納得できるものではありませんが、断腸の思いで、そして、大局的な見地から、判決を受け入れることといたします。



▲中央防波堤外側埋立地ごみ投棄開始(昭和52年)

(大田区の判決受け入れを受けて:10月3日)

10月3日、大田区が第一審判決の受け入れを表明しました。本区・大田区双方が受け入れの決断をしたことで、約半世紀にわたった帰属問題は、歴史的な終結を迎えることとなりました。

今後は、両区が協力・連携し、東京2020大会の成功や大会後のまちづくりに共にまい進することが重要であると認識しております。

江東区としては、未来を見据えながら、中央防波堤埋立地の発展に向け、区議会・行政が一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、区民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。